

相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに
相模湖津久井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(相模原市決定)

相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに相模湖津久井都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

理由 別添理由書のとおり

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 別添のとおり

理由書

本市は、神奈川県の北部に位置し、相模野の広大な大地には鉄道、国道が配置され、人口・産業が集積するとともに、湖や一級河川などの水辺、丹沢山系の優れた自然環境に恵まれ、都市部である相模原都市計画区域と中山間地域である相模湖津久井都市計画区域という現況特性が対照的な2つの都市計画区域が存在しており、これらの都市計画区域の特性をいかしつつ、市全体が持続的に発展していくことが必要です。

また、人口減少や超高齢社会への直面、A I、I o Tといった先端技術の急速な発展、リニア中央新幹線の整備に伴う経済・交流圏域の拡大等による暮らしや働き方の変化など、本市を取り巻く都市環境が大きく変化してきている中、人、自然、産業、文化などの地域資源をいかし、快適で活力のある、住み続けたいと思えるまちを実現するため、市民一人ひとりが、自らの生活する都市の個性、それぞれの地域の特色に关心を持つとともに、相模原市総合計画に掲げる将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向け、市民と行政が協働し取り組んでいくことが大切です。

平成29年における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更では、相模原都市計画区域と相模湖津久井都市計画区域の2つの都市計画区域において、各々の特性をいかしつつ、相互に連携を図っていく必要があることから、2つの都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を一つに集約することとしました。

以上の状況を踏まえ、今回の見直しに当たっても、これまでの考え方を概ね踏襲しつつ、人口減少・超高齢社会の到来や、頻発・激甚化する自然災害など、変化する社会情勢に対応した見直しを行う必要があります。

このようなことから、将来像の実現や変化する社会情勢について、令和2年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、令和17年を目標年次とした都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、本区域における区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な土地利用や都市施設、市街地開発事業についての概ねの配置、規模等を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

相模原都市計画区域

相模湖津久井都市計画区域

相 模 原 市

令和7年12月

目次

1	はじめに	1
	（1）見直しの経緯、目的	1
	（2）「整開保」の位置付け	1
	（3）本市の都市計画区域の構成と範囲	2
2	都市計画の目標	3
	（1）見直しの目標年次	3
	（2）都市づくりの基本理念	3
	（3）都市づくりの基本方針	3
	（4）都市計画区域の方向性、都市像	6
	（5）地域毎の市街地像	7
3	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	10
	（1）区域区分の決定の有無	10
	（2）区域区分の方針	10
4	主要な都市計画の決定の方針	12
	（1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	12
	（2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	17
	（3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	23
	（4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	24
	（5）都市防災に関する都市計画の方針	29
	（6）都市計画の見直しの方針	31

1 はじめに

(1) 見直しの経緯、目的

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域を対象とした将来の都市づくりの方向性を示すものである。

本市は、平成18年から19年にかけての旧津久井4町との合併を経て市域が大幅に拡大し、それまでの都市化が進んだ首都圏南西部の内陸工業都市としての一面や、東京や横浜のベッドタウンとしての一面に加え、豊かな自然環境を有する中山間地域も市域の一部となるなど、これまで以上に様々な個性を有する複合的な都市に変貌を遂げてきている。また、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置や、相模総合補給廠の一部返還地におけるまちづくりなど、市域のみならず周辺都市にも大きな影響を与える大規模プロジェクトが進捗しつつある一方で、新たに市域となった中山間地域では、すでに人口減少が顕著となっている地区があるなど、個々の地域の状況や課題も様々である。

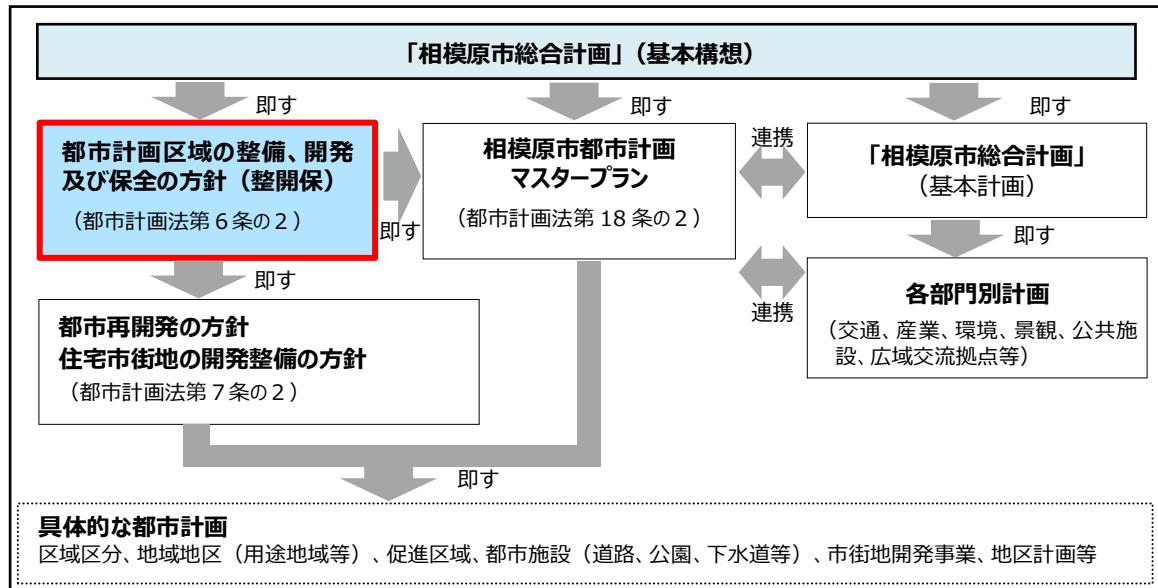
このような異なる地域の状況やまちづくりの課題、目指すべき方向性等を踏まえ、都市部である「相模原都市計画区域」と、豊かな自然環境を有する「相模湖津久井都市計画区域」が共存し、区域の特性に応じたまちづくりを進めていく必要がある。

また、人口減少や超高齢化が進行する中でも持続可能な都市経営に取り組んでいくことが求められており、市全体で一体的な都市づくりを進めることは、これからまちづくりを進めるうえで重要な視点となっている。

第7回の線引き見直しにおける「整開保」の策定に当たっては、相模原都市計画区域と相模湖津久井都市計画区域の2つの都市計画区域において、各々の区域の特性をいかしつつ、相互に連携を図っていく必要があることから、2つの都市計画区域の「整開保」を一つに集約することとした。

以上の状況を踏まえ、今回の見直しに当たっても、第7回の見直しの考え方を概ね踏襲しつつ、人口減少・超高齢社会の到来や、頻発・激甚化する自然災害など、大きく変化する社会情勢に対応した見直しを行うものである。

(2)「整開保」の位置付け

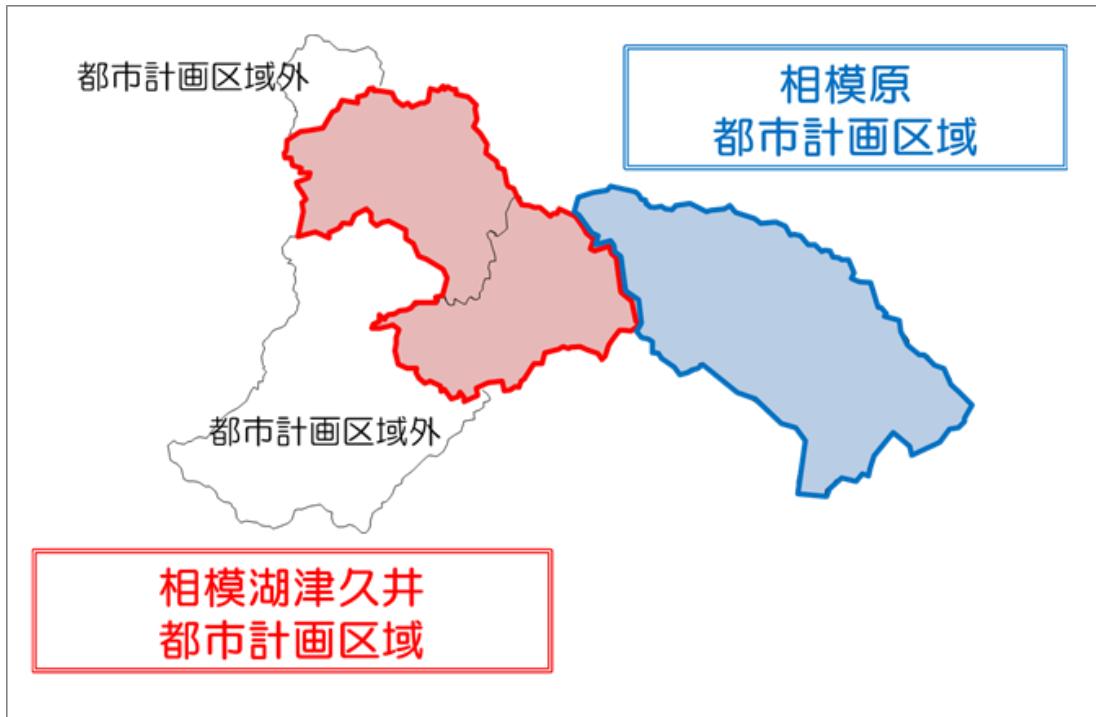


(3) 本市の都市計画区域の構成と範囲

本市の都市計画区域の構成と範囲は、次のとおりである。

都市計画区域の名称	市町名	具体的範囲
相模原都市計画区域	相模原市	緑区の一部、中央区及び南区
相模湖津久井都市計画区域	相模原市	緑区の一部

■都市計画区域の範囲図



2 都市計画の目標

(1) 見直しの目標年次

見直しに当たっては、基準年次を令和2（2020）年、目標年次を令和17（2035）年とする。

(2) 都市づくりの基本理念

【相模原都市計画区域】【相模湖津久井都市計画区域】

○基本理念

人口減少や超高齢社会への直面、A I、I o Tといった先端技術の急速な発展、リニア中央新幹線の整備に伴う経済・交流圏域の拡大等による暮らしや働き方の変化といった社会の変化に対応し、人、自然、産業、文化などの地域資源をいかし、市民生活を向上させ、住み続けたいと思える快適で活力のある持続可能なまちの形成を実現する。

○基本理念に基づく「将来像」

「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」

「将来像」の実現のため、次の4つの都市づくりの基本目標を設定し、総合的、体系的な都市づくりを進める。

- ・基本目標1：活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち
- ・基本目標2：人と自然が共生するまち
- ・基本目標3：安全で安心な暮らしやすいまち
- ・基本目標4：多様な主体と連携・協働により持続的に発展するまち

(3) 都市づくりの基本方針

【相模原都市計画区域】【相模湖津久井都市計画区域】

ア 集約連携型まちづくりの実現に向けた都市づくり

(ア) 本格化する少子高齢化・人口減少社会に備え、持続可能なまちづくりの実現に当たっては、長期的な視点に立って都市機能を集約すべき拠点等を明示した「相模原市立地適正化計画」を一層推進する。

(イ) 中心市街地、地域拠点については、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化に対応し、にぎわい、利便性を維持するため、鉄道駅周辺の立地の利点をいかし、更なる都市機能を誘導するまちづくりを推進する。

(ウ) 中山間地域における「生活拠点」については、利便性が維持される居住地形成のために、鉄道駅、バスターミナル周辺の立地をいかした都市機能の集積、地域コミュニティの活力の維持・形成など、地域の様々な個性や魅力を生かす市民が主体のまちづくりを推進する。

(エ) 緑住集落地区などの「集落エリア」については、自然環境の保全や地域コミュニティのつながりを重視したまちづくりを推進する。

(オ) 生活圏域を支える公共交通網の形成を強化するため、公共交通沿線の人口の維持や、拠点間・生活圏域内における交通ネットワークの形成を一層推進するとともに、ファースト・ラストワンマイル^{*1}の課題解決の取組を推進する。

(カ) 今後、空き家・空き地の増加に伴う都市のスポンジ化対策として、空き家等の利活用を推進する取組に加え、中長期的な時間軸を持ちながら、段階的に発生する空き地等の

低未利用地を緑地・農地等のグリーンインフラ^{*2}として活用する取組を推進する。

(キ) 2050年脱炭素社会の実現に向け、都市機能の集約による公共交通利用の促進やエネルギーの効率利用など、CO₂削減に向けた取組を推進する。

イ 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり

(ア) 災害に強い都市基盤づくりに向けて、防災対策の拠点となる公共施設の安全性を確保し、地震等による建築物の倒壊や火災延焼等による被害を最小限にとどめる対策を進めるとともに、進展するデジタル技術を用いた災害リスクの評価・分析を進める。

(イ) 雨水貯留浸透等の機能を有するグリーンインフラは、災害リスクの軽減、被害拡大の緩和に寄与することから、緑地や農地等をさらに積極的に保全し活用していく。

(ウ) 施設整備（ハード面）や避難対策（ソフト面）などの取組に加えて、土地利用の面からも、防災・減災に対する具体的な取組を進めるため、都市的土地区画整理事業を行う見通しがない災害レッドゾーンを含む市街化区域のエリアについては、市街化調整区域へ編入することを検討する。

ウ 市全体で発展する持続可能な都市づくり

(ア) 首都圏南西部地域全体のポテンシャル向上に資する「広域交流拠点」の形成に当たっては、商業・業務施設、教育・医療機能など多様な都市機能の集積を推進するとともに、多様な交通手段をいかした買い物・文化・娯楽等により人びとが交流する魅力ある先進的なまちづくりを進める。

(イ) リニア中央新幹線開業を契機としたまちづくりに当たっては、飛躍的に向上する広域交通ネットワークをいかし、地域間のアクセスによる人々の交流を活発化し、イノベーションの創出等の新たなビジネスチャンス、観光や文化交流の機会を推進する。

また、これらの効果を最大限に引き出すため、市内や県内だけではなく、隣接する東京都町田市、八王子市、多摩市等の首都圏南西部の周辺地域との連携を推進し、各地の個性を活かしながら、地域の魅力や資源を有効活用することで、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）を核とした経済圏の拡大、様々な対流の促進やにぎわいの創出を図る。

(ウ) 産業用地の創出、企業誘致の推進のため、相模原愛川インターチェンジ周辺のまちづくりでは、土地区画整理事業等を着実に推進するとともに、特区等を活用した規制緩和や立地支援等の取組を進める。大規模集客施設、大規模物流施設については、立地に伴う道路交通環境への負荷の増大等、周辺環境への影響を見極め、適正な誘導を行う。

(エ) 市全体の人口が今後数年のうちに減少に転じると見込まれる中には、集約連携型まちづくりに寄与する区域を優先し、災害ハザードエリアを考慮しながら、新市街地の創出を図る。

(オ) 人口減少・超高齢社会において、様々な産業分野の成長や新産業の創出の促進により新たな雇用を生み出すなど、経済発展をもたらすと期待できるAIやIoTなどの先端技術を活用したスマートシティの考え方に基づくまちづくりを推進する。

(カ) 都市部と中山間地域が連携・交流し、それぞれが持つ多様な魅力をさらに高めるため、道路ネットワークの強化や公共交通ネットワークの一層の充実を図る。

(キ) 緑や水資源などの自然環境を守り、環境負荷の少ない循環型、脱炭素型の社会を目指すとともに、人々の身体面・精神面での健康増進やコミュニティの結束・強化等を図るウェルビーイング（Well-being）^{*3}の向上する持続可能な社会をつくるため、グリーンイ

ンフラの考え方も踏まえながら、防災・減災、地域振興など多面的な機能を有する緑地等を適切に整備・保全する。

(ク) 生産年齢人口の減少、社会保障費の増加、公共施設の老朽化への対応などにより、本市の財政は引き続き厳しいことが見込まれる状況にあることから、集約連携型まちづくりの推進とともに、公共施設の適正配置の推進や効率的な維持管理等を一層推進する。

* 1 : ファースト・ラストワンマイル

ファーストワンマイルとは最初の1マイル、ラストワンマイルとは最後の1マイルとなるが、距離的な意味ではなく、例えば、買い物や通院などにおいて、身近な移動が困難な高齢者等が公共交通機関を利用するにあたり、自宅から最寄りの駅やバス停までに移動する区間や手段等を意味するもの。

* 2 : グリーンインフラ

グリーンインフラは、米国で発案された社会资本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、欧米を中心に取組が進められてきた。

国内では、国土形成計画（平成27年8月閣議決定）において、「社会资本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。」と整理され、グリーンインフラに関する取組を推進することにより、「国土の適切な管理」、「安心・安全で持続可能な国土」、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」への対応が可能と考えられている。

* 3 : ウェルビーイング (Well-being)

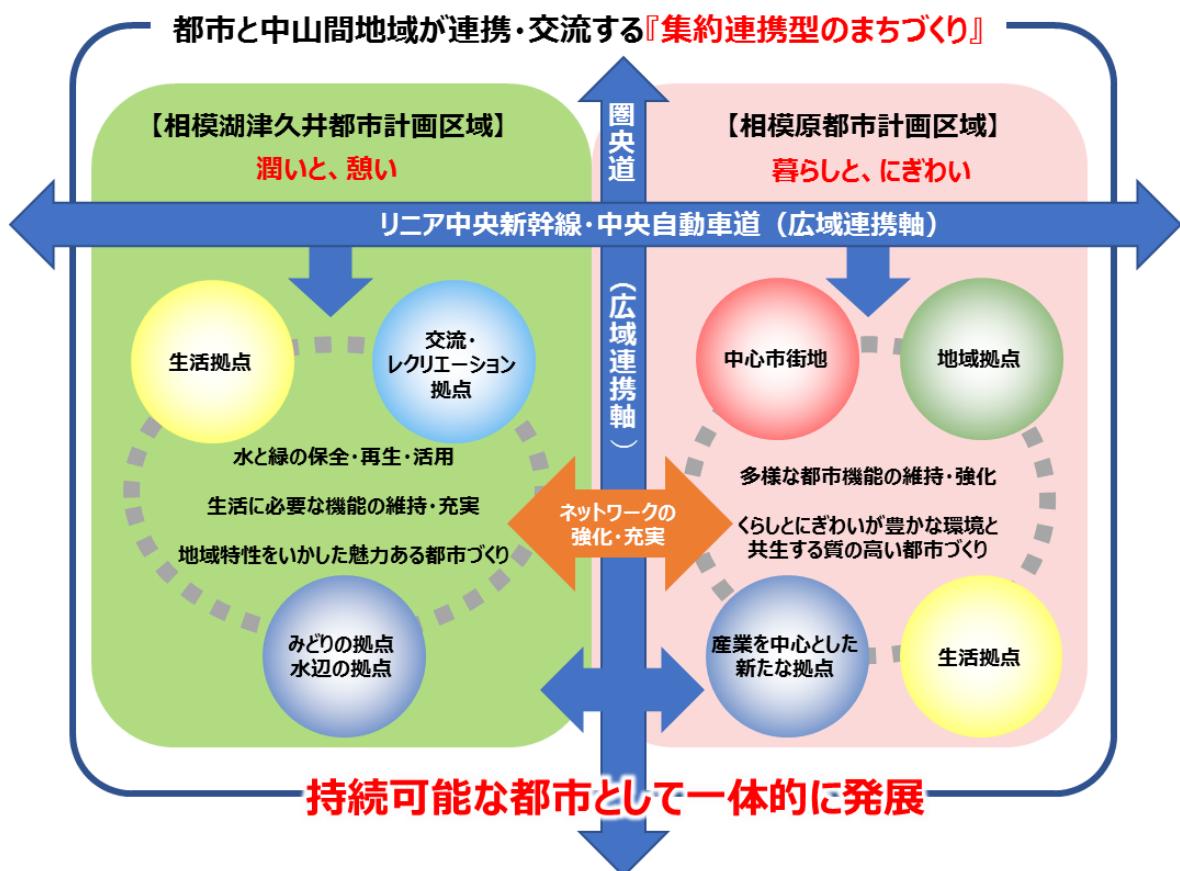
個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好で満たされた状態にあることを意味する概念。

1946年に世界保健機関（WHO）が定めた「WHO憲章」の前文では、well-beingという言葉を用いて「健康（Health）」の定義を次のように示している。

“Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.”（『訳』“健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが良好で満たされた状態にあることをいう。）”

近年では、実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す言葉として、国内外で注目が高まっている。

＜都市づくりの基本方針のイメージ図＞



（4）都市計画区域の方向性、都市像

本市は「相模原都市計画区域」と「相模湖津久井都市計画区域」の2つの都市計画区域を有するが、まちづくりにおける様々な課題に対応し、市全体が持続可能な都市として発展していくため、それぞれの都市計画区域の特性をいかしながら、市全体として「一体的なまちづくり」を進める。

○都市計画区域の特性

【相模原都市計画区域】

人口・産業及び、鉄道、幹線道路網をはじめとした多様な都市機能が集積されており、平坦な相模原台地に高密度な市街地が広範囲に形成されている。

【相模湖津久井都市計画区域】

津久井湖、相模湖、宮ヶ瀬湖や相模川流域の河川など、水源地域の豊かな自然環境を有している。中山間地域の河川沿いの丘陵地、幹線道路沿道や鉄道駅周辺を中心に市街地が形成されており、地域の中心的な市街地には一定の都市機能が集積している。

○都市計画区域の方向性、都市像

【相模原都市計画区域】

拠点を中心とした多様な都市機能の維持・強化による快適で利便性の高い都市環境の形成に加え、広域的な交流拠点都市として、人・もの・情報が活発に行きかう活力ある都市づくりを進めるとともに、水とみどりの保全・再生・活用により、くらしとにぎわいが豊かな環境と共生する質の高い都市づくりを進める。

【相模湖津久井都市計画区域】

水源地域の豊かな水とみどりの保全・再生・活用に取り組むとともに、ゆとりある住環境や交通環境などの生活に必要な機能の維持・充実を図り、立地特性をいかした土地利用や地域資源の活用などにより、地域特性をいかした魅力ある都市づくりを進める。

(5) 地域毎の市街地像

相模原都市計画区域及び相模湖津久井都市計画区域における地域毎の市街地像は、それぞれの地域の立地特性を踏まえ、次のとおりとする。

地域区分	都市計画区域	市街地像
中心市街地	相模原	(橋本駅周辺、相模原駅周辺、相模大野駅周辺) ・商業・業務・文化機能の集積や交通結節点としての優れたポテンシャルをいかし、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化に対応した広域的な交流の核にふさわしい中心市街地としての形成を図るとともに集約連携型まちづくりの実現に向けた市街地形成を進める。また、これらの多様な機能と都市型住宅等の複合的な土地利用が集積した市街地の形成を図る。
地域拠点	相模原	(淵野辺駅周辺、上溝駅周辺、小田急相模原駅周辺、東林間駅周辺、古淵駅周辺) ・主要な鉄道駅周辺で商業機能が集積している地区を地域特性に応じた都市機能の集積を図る地域拠点として位置付け、商業施設等や住宅が立地する市街地の形成を図る。
生活拠点	相模原 相模湖津久井	(原当麻駅周辺、田名バスター・ミナル周辺、久保沢(城山総合事務所周辺)、中野(津久井総合事務所周辺)、相模湖駅周辺、藤野駅周辺、三ヶ木周辺、寸沢嵐周辺) ・商業・業務機能の集積や地域特性に応じた都市機能の集積をいかした地域住民の生活の拠点として位置付け、これらの機能の維持や必要となる機能の集約を図るとともに、良好な自然環境資源や歴史が織りなす観光交流の情報発信地としての市街地の形成を図る。
生活利便性を確保する商業地	相模原 相模湖津久井	(鉄道駅周辺等) ・鉄道駅周辺や主要な幹線道路沿道地区等については、市民の日常の購買要求に対応した商業・サービス機能を適切に誘導し、生活利便性を確保する商業地としての形成を図る。
産業を中心とした新たな拠点	相模原	・麻溝台・新磯野地区及び当麻地区は、さがみ縦貫道路(首都圏中央連絡自動車道)相模原愛川インターチェンジ周辺という立地特性をいかし、周辺の環境に配慮した計画的な都市基盤の整備を図るとともに、産業用地の創出や良好な住宅環境の形成を図る。
交流・レクリエーション拠点	相模湖津久井	・若柳地区は、周辺の豊かな自然環境と調和を図りつつ、民間活力をいかした魅力づくりにより、観光・交流・レクリエーション機能の充実を図る。
工業・流通業務地	相模原 相模湖津久井	・おおむね整備された工業・流通業務地は、良好な操業環境を確保し、住宅地等と隣接する工業・流通業務地は、周辺環境と調和した市街地の形成を図る。また、既存産業の高度化等新たな産業の受け皿の整備を図る。
住宅地	相模原 相模湖津久井	・中心市街地、地域拠点の周辺の住宅地は中高層住宅を主体とし、その他の住宅地は低層住宅を主体とし、地域特性に応じた良好な居住環境を備えた市街地形成を図る。 ・自然環境との調和等、地域特性に応じた良好な居住環境を備えた市街地形成を図る。

地域区分	都市計画区域	市街地像
観光・レクリエーション地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 相模川沿い等の良好な自然環境をいかし、景観や水辺空間の形成等による観光交流の創出を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の良好な自然環境の保全を前提としながら、地域特性をいかした観光・レクリエーションの促進により地域の活性化を推進する。 津久井湖周辺、相模湖周辺、宮ヶ瀬湖周辺及び道志川周辺においては、観光・レクリエーション拠点での観光産業等と連携・交流を図るとともに、山林や水辺等の良好な自然環境をいかした景観や水辺空間の形成を図る。 旧甲州街道の宿場跡等においては、歴史や風情をいかした魅力的な景観形成を図る等、地域の実情に応じた秩序ある適切な土地利用を誘導する。
既存集落地	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 良好な自然環境や営農環境との調和を図りながら、教育、芸術、文化機能等地域の固有の資源や特性に配慮し、生活に必要な機能の維持及び地域間の連携、交流の促進による地域コミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実情に応じた秩序ある適切な土地利用を誘導する。

相模原都市計画区域 相模湖津久井都市計画区域 地域毎の市街地像附図



3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

【相模原都市計画区域】

相模原都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号イの規定に基づき、区域区分を定めるものとする。

【相模湖津久井都市計画区域】

相模湖津久井都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

① 市街地の拡大の可能性

人口は既に減少傾向にあり、産業規模は横ばい傾向であり、今後の大きな増加が見込まれないため、市街地周辺の土地を大量に都市的利用に転換せざるを得ない状況が生じる可能性は低い。

② 良好的な環境を有する市街地の形成

地形的制約などから既存の市街地は一定の範囲に限定されており、公共施設も比較的整備されていることから、区域区分により都市的利用の拡散を制限する必要性は低い。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

市街地周辺部の自然環境保全については、地形的に開発が困難な場合が多く、また、自然環境保全地域、保安林や農業振興地域の指定等による保全策もとられており、区域区分による積極的な保全の必要性は低い。

(2) 区域区分の方針

【相模原都市計画区域】

① 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき人口推計及び産業の規模

ア 人口の推計

相模原都市計画区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

区分	年次	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口		約685千人	おおむね685千人
市街化区域内人口		約665千人	おおむね668千人

令和17年の将来人口については、令和5年に相模原市で公表した「令和2年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」のうち、2021年及び2022年の実績値に最も近い中位ケースを採用して推計を行った。

なお、市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

イ 産業の規模

相模原都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	令和2年	令和17年
工業出荷額		12,509億円	おおむね 14,327億円
流通業務用地		359.2ha	おおむね 472.0ha

令和17年の工業出荷額については、平成27年から令和元年までの工業統計調査等における県央都市圏域の製造品出荷額の伸びの実績を基に推計を行った。

令和17年の流通業務用地については、平成22年、平成27年及び令和2年の都市計画基礎調査における県央都市圏域の流通業務用地の伸びの実績を基に推計を行った。

① 市街化区域の規模及び現在市街化している区域との関係

相模原都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ、市街化の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	令和17年
市街化区域面積	おおむね6,855ha

市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

4 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

用途	地区名等	都市計画区域	配置の方針
商業・業務地	拠点商業地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> JR横浜線、京王相模原線橋本駅周辺地区は、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置等、交通結節点としての優れた商業・業務ポテンシャルをいかし、市街地開発事業等を促進するとともに、首都圏南西部における広域交流の核となる拠点商業地として位置付ける。 JR横浜線相模原駅周辺地区は、官公庁、文化、業務等の施設が集積しており、また、駅北側に広がる相模総合補給廠の一部返還を踏まえ、市街地開発事業等を促進するとともに拠点商業地として位置付ける。 小田急線相模大野駅周辺地区は、市街地開発事業等の推進による複合的な土地の高度利用がされており、広域的商業・業務機能が集積している拠点商業地として位置付ける。
	地区中心商業地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 最寄需要に対応した商業機能の集積のある淵野辺駅周辺地区及び上溝駅周辺地区、大規模な団地を背景に持ち、駅前の市街地再開発事業等を促進してきた小田急相模原駅周辺地区、住宅地近隣の商業地としてまとまりのある東林間駅周辺地区並びに土地区画整理事業により商業機能が集積している古淵駅周辺地区を、地区の中心となる商業地として位置付け、各地区の特性に応じて、商業機能の適切な誘導を図る。
	近隣商業地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> JR横浜線町田駅、JR相模線南橋本駅、原当麻駅、小田急線相武台前駅の各駅周辺地区、田名周辺地区を、日常の購買要求に対応した商業・サービス機能を適切に誘導し、生活利便性を確保する近隣商業地として位置付ける。 久保沢地区は、商業や行政サービス機能の集積する近隣商業地として位置付ける。
	相模湖津久井		<ul style="list-style-type: none"> 中野地区の主要な幹線道路沿道周辺、JR中央本線相模湖駅周辺地区及び国道412号と国道413号が交差する三ヶ木交差点周辺は、商業や行政サービス機能の集積する近隣商業地として位置付ける。
	観光商業地	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 交流・レクリエーション拠点である若柳地区や、相模湖の湖畔等の豊かな自然環境資源の周辺地区は、周辺の歴史・文化資源、レクリエーション資源、自然環境資源等の地域資源と連携・交流する、観光商業地として位置付ける。
工業・流通業務地	相模原 相模湖津久井		<ul style="list-style-type: none"> おおむね整備された既存の工業・流通業務地は、操業環境の維持・保全を図るとともに、地域の活性化や雇用の拡大に資する産業用地の充実を図る。 新たな産業の受け皿として、主にさがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）インターチェンジに近接する幹線道路沿い等の交通利便性の高い地区で周辺環境との調和が図れる地区において、工業・流通業務地の整備を図る。
住宅地	相模原		<ul style="list-style-type: none"> 住宅地については、集約連携型まちづくりの実現に寄与する配置とし、拠点商業地や地区中心商業地を中心として中高層住宅地を誘導し、その周辺に低層住宅地を配置する等段階的な密度構成を形成することにより、多彩なライフスタイルの実現等住み続けられるまちの実現を図る。また、適切な土地利用の推進のため、地区の特性をいかした地区計画、建築協定等の導入を図る。
	相模湖津久井		<ul style="list-style-type: none"> 住宅地については、集約連携型まちづくりの実現に寄与するよう主要な幹線道路沿道周辺に配置し、自然環境と調和した、地区の特性に応じた良好な居住環境の形成を図る。また、適切な土地利用の推進のため、地区の特性をいかした地区計画、建築協定等の導入を図る。

②市街地における建築物の密度の構成に関する方針

用途・地区名等		都市計画区域	建築物の密度の構成に関する方針
商業・業務地	拠点商業地	相模原	・拠点商業地については、多様な都市機能の集積を図るため、適正な高密度の利用を図る。
	地区中心商業地	相模原	・地区中心商業地については、市民の日常生活の身近な拠点として適正な高・中密度の利用を図る。
	近隣商業地	相模原 相模湖津久井	・近隣商業地については、地域の日常の購買要求に対応した商業地として、中密度の利用を図る。
工業・流通業務地		相模原 相模湖津久井	・周辺住宅地等への影響に配慮しつつ、良好な生産環境を確保するとともに、その用途に応じた適正な密度の利用を図る。
住宅地		相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点商業地及び地区中心商業地に立地する住宅地については、適正な高・中密度の利用を図り、その周辺の住宅地については、その地区特性に応じた良好な居住環境を有する住宅地として適正な中・低密度の利用を図る。 ・良好な居住環境の形成を図るため、土地区画整理事業等が行われる地区については、その計画理念に適合した適正な密度の利用を図る。 ・人口減少等に伴う空き家等の増加による「都市のスponジ化」に備える予防策や、現に発生した場合の対応策の検討を推進し、その地域に応じた適正な密度の利用を図る。

③市街地における住宅建設の方針

地区名	都市計画区域	住宅建設の方針
良好な住宅地区	相模原 相模湖津久井	・都市基盤、建築物とともに良好な住宅地が形成されているため、住環境の保全とより高い水準の住環境の形成を図る。
拠点商業地、地区中心商業地の地区	相模原	・合理的な土地利用と都市基盤の整備・改善を一体的に行う等、商業・業務・文化施設等と調和した良質な都市型住宅の供給を図る。
住宅と商業施設が混在する地区	相模原 相模湖津久井	・近隣商業地及び幹線道路沿道周辺の住宅に関しては、中層化及び高度利用を図ることにより商業・業務施設との併用を図る。
住宅と工場が混在する地区	相模原	・工場周辺の緑化や緩衝緑地帯等の設置により、居住環境の整備を図る。
市街化区域内農地の混在する地区	相模原	・住宅地と農地が混在している地区では、生産緑地としての保全を図るとともに、都市基盤を確保しつつ、計画的な宅地化の誘導に努め、農業と調和した良好な住環境の形成を図る。
計画的な整備を図る地区	相模原	・都市基盤を整備するとともに、環境に配慮した住宅市街地の形成を図る。

④市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

区分	都市計画区域	土地利用の方針
土地の高度利用に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点商業地については、商業・業務・文化機能等の集積を図り、魅力ある空間を創出し、にぎわいと魅力ある広域的な交流の拠点を形成する地区として土地の高度利用を図る。 ・その他の商業地についても、住民の日常生活の利便に対応する生活の拠点等として魅力を高めるため、地区特性に応じて商業機能等の適切な誘導を図り、周辺環境との調和に配慮した土地の高度利用を図る。

区分	都市計画区域	土地利用の方針
用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点商業地周辺において、今後、にぎわいや拠点性を高めていく上で、用途地域に課題のある地区については、新たなまちづくりの可能性や地権者の意向を踏まえ、地区の状況に応じた用途転換を図る。 ・住工混在地区においては、地域特性に応じて混在の解消、用途の純化、若しくは適正な共存を図り、都市環境の向上に努める。 ・幹線道路沿道の地区においては、道路整備の進捗状況等を踏まえた適切な時期において、拠点間を結ぶ幹線道路等の整備効果を最大限に發揮する沿道にふさわしい土地利用を図るため、地区の状況に応じた用途転換を図る。 ・低層住宅地の魅力と暮らしやすさ向上のため、第一種低層住居専用地域が広範囲に指定されている地区的うち、一定以上の幅員がある道路の沿道においては、周辺の低層住宅地の環境を阻害しない範囲で、小規模な日用品販売店舗等が立地できるよう用途転換を図る。 ・橋本駅周辺地区については、商業、業務及び住宅等の複合的な土地利用への転換を図っており、良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業等により、一体的に整備を進めていく際、又は、土地利用転換がおおむね図られた際には、市街地環境の保全に配慮しながら、計画的にその土地利用にふさわしい用途への転換を図る。 ・相模総合補給廠一部返還地については、良好な市街地を形成するため、市街地開発事業等により一体的に整備を進めていく際には、市街地環境の保全に配慮しながら、計画的にその土地利用にふさわしい用途への転換を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・住工混在地区においては、地域特性に応じて混在の解消、用途の純化、若しくは適正な共存を図り、居住環境の向上に努める。
居住環境の改善又は維持に関する方針	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の不燃化や生活道路、公園等の都市基盤施設の整備等を促進し、良好な環境を備えた住宅地への整備、誘導を図る。 ・用途混在が進行している地区については、将来の土地利用等を勘案し、地区計画、建築協定等の導入により、良好な住環境の形成を図る。 ・計画的に開発された住宅地では、地区計画、建築協定等の制度を活用し、良好な住環境の維持・保全を図る。
市街化区域及び非線引き都市計画区域の用途地域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内の緑地、農地等については、貴重なオープンスペースやグリーンインフラとして保全及び活用を図る。これら緑地、農地等が都市的土地区画に転換される場合には、周辺土地区画との調和が図られるよう誘導する。 ・計画的な市街地整備の見通しのない区域で、当分の間、営農が継続されることが確実である農地や傾斜地山林等の自然環境が残された土地は、市街化調整区域への編入とともに、農林漁業と調和した保全をすることを検討する。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域が指定されている地区で、計画的な土地利用の見通しがなく、当分の間、営農が継続されることが確実である農地や傾斜地山林等の自然環境が残された土地は、用途地域無指定区域とし、農林漁業と調和した保全をすることを検討する。
既存の工業・流通業務地における公害防止に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・工業・流通業務地の用途の純化を図るとともに、住宅と工場等が隣接し、近接する場合については、緑化を誘導する等により居住環境と生産環境との調和を図る。

区分	都市計画区域	土地利用の方針
		<ul style="list-style-type: none"> 地区全体の用途純化の難しい工業・流通業務地については、街区単位の用途の純化を図り、地区の環境の向上に努める。
災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 災害レッドゾーンについては、都市的土地区画整理事業を行わないことを基本的な考え方とし、市街化区域の未利用地において、当面、計画的な市街地整備が見込まれない場合には、市街化調整区域への変更に向けた検討を行う。

⑤市街化調整区域の土地利用の方針

区分	都市計画区域	土地利用の方針
優良な農地との健全な調和に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 優良な農地については、農業振興地域等の指定等、その保全に努める。
災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 相模川、串川、道保川、八瀬川沿い及び段丘地等の市街地に隣接した斜面地については、災害防止上保全を図る。
自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区は、都市の骨格を形成する緑地であるとともに、市街地における緑地の中核として、その保全を図る。 城山、小倉山等の自然環境保全地域及び津久井湖・城山湖周辺等の斜面緑地は、水源地域として良好な自然環境の保全に努める。
秩序ある都市的土地区画整理事業の実現に関する方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 麻溝台・新磯野北部地区（約 31.5ha）及び麻溝台・新磯野南部地区（約 67.1ha）については、工業・流通業務地として、計画的な市街地整備を予定しており、その事業の見通しが明らかになった段階で、良好な市街地環境の確保のため地区計画を定めるとともに、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。 土地利用の検討を進める地区（集約連携型まちづくりの実現に寄与すると認められる区域のうち市街化区域に接している区域において、人口集中地区となっている区域若しくは既に開発整備された区域を中心に建築物等の立地が相当程度進行している区域、又は計画的な市街地整備を予定しており、その事業の実施の見通しが明らかになった区域をいう。）については、良好な市街地環境の確保のため地区計画を定めるとともに、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、計画的に市街化区域へ編入するものとする。 さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）インターチェンジに近接する幹線道路沿いの地区については、将来における産業規模の見通しを勘案した中で、その立地特性やリニア中央新幹線開業の契機をいかした工業・流通業務地を誘致するため、計画的な市街地整備を予定しており、その事業の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、計画的に市街化区域へ編入するものとする。 住宅市街地の開発その他建築物又はその敷地の整備に関する事業が行われる又は行われた土地の区域については、周辺の市街化を促進しない等周辺の土地利用と調和した良好な住環境等の創出を図るために地区計画等の策定を行う。 葉山島地区、小倉地区、中沢地区、城山地区、川尻（小松・城北）地区等、都市的土地区画整理事業と農業的土地区画整理事業の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設設立地、農村集落の活力の低下や自然環境の喪失等の課題がある、若し

区分	都市計画区域	土地利用の方針
		くは課題が発生すると予測される地区については、それぞれの地域の固有の資源や特性に配慮しながら、生活利便性の向上や地域コミュニティの維持等の観点から、あらかじめ区域を設定し、地区計画等の活用により、農地や緑地等の自然環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内での一定の都市的土地利用を一体的に図っていく等、地域の実情に応じた、秩序ある土地利用の誘導を図るものとする。

⑥用途地域無指定区域の土地利用の方針

区分	都市計画区域	土地利用の方針
優良な農地との健全な調和に関する方針	相模湖津久井	・優良な農地については、農業振興地域等の指定等、その保全に努める。また、効率的な利用と生産性の向上や都市住民との交流型農業の促進に努める。
自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	相模湖津久井	・自然公園に指定されている宮ヶ瀬湖周辺等は、自然環境形成上重要な要素であるため、保全を図るとともに、自然とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用を図る。また、自然環境保全地域に指定されている仙洞寺山、志田山、名倉、小渕地区や道志川等の緑地、津久井湖周辺等の斜面緑地は、水源地域として、良好な自然環境の保全に努める。また、相模川沿岸の斜面緑地及び国有林等の緑地の保全を図る。
計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	相模湖津久井	・農地や山林と共に存する既存集落地については、良好な地域景観や生活環境を維持する等、周辺自然環境に配慮するとともに、教育、芸術、文化機能等、それぞれの地域の固有の資源や特性に配慮しながら、地域コミュニティの維持や地域の実情に応じた機能の配置等を検討し、農林漁業と調和したゆとりある田園集落の形成を図る。 ・市街化が進行している地区若しくは予想される地区については、その土地利用計画の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との調整を行い、周辺の土地利用や自然環境等との調和に十分配慮し、地域特性に応じた良好な生活環境の向上に資するよう、用途地域の指定や地区計画の活用若しくは特定用途制限地域等を検討し、計画的かつ適正な土地利用を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 交通体系の整備・保全の方針

種別	都市計画区域	交通体系の整備の方針
交通体系	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 人口や産業、都市機能の集積が進んだ区域であり、さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）インターチェンジの開設やリニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置、小田急多摩線の延伸等、今後、これらを契機とした更なる発展が見込まれており、広域的な交流の連携を支えるとともに、新たな活力の創出や生活拠点の機能強化等、集約連携型まちづくりの実現に向けた利便性の高い交通体系の確立を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 優れた自然環境や歴史・文化等の恵まれた地域資源をいかし発展してきた区域であり、こうした地域特性をいかしつつ、産業や生活の拠点形成に向けたまちづくりや拠点間の連携等、地域の交流を支えるとともに、集約連携型まちづくりの実現に向けた交通体系の確立を図る。
道路ネットワーク	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 周辺都市とのネットワーク形成に配慮しつつ土地利用や交通需要への対応とともに、望ましい都市構造を誘導するための効果的な整備を推進する。特にさがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）のインターチェンジへのアクセス道路を始めとした広域幹線道路網の充実、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅周辺地区、相模総合補給廠の一部返還がされた相模原駅周辺地区における広域的な交流拠点形成の基盤となる道路ネットワークの形成を図るほか、将来交通需要の変化に対応した幹線道路網について計画の具体化を図り、整備を促進する。また、その構造については、沿道環境への影響に充分配慮するとともに、安全で快適な歩行者・自転車空間の整備を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 現在ある道路の改良整備を推進するとともに、地域間の交流を支える幹線道路や地域の活力を高める生活道路の整備を推進し、道路網の充実を図る。また、その構造については、沿道環境への影響に充分配慮するとともに、安全で快適な歩行者・自転車空間の整備を図る。
駅前広場等	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性及び交通特性に応じた交通機能の配置や広場の有する美観・修景機能に配慮し、多様化する生活様式に対応した様々な情報提供等を行う場として、良好な環境や防災的空间を確保し、利用者の利便性、快適性、安全性の向上とともに、周辺の土地利用と一体となった整備を図る。
公共交通機関	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道を骨格的な軸とし、バスがこれを面的に補完するものとして位置付け、交通結節点の整備・充実を図るとともに、地域の実情に応じた移動手段の確保を検討する等、相互の円滑な接続により、利便性の向上を促進する。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道及びバスを骨格的な軸とし、地域の実情に応じた移動手段の確保を検討する等、相互の円滑な接続により、利便性の向上を促進する。
駐車施設	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 商業・業務地の活性化と良好な居住環境の創出のため、適切な官民役割分担のもとに、計画的な整備を図る。
今後の交通需要や交通体系等の保全への対応	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたり持続可能な交通体系を確立するため、自動運転などの新技術の導入を検討しつつ、地域の実情に応じた移動手段を確保する。 また、集約連携型のまちづくりを実現するためには生活圏域を支える公共交通網の形成強化が重要であり、ファースト・ラストワンマイルの移動解決策の一つとして地域主体のグリーンスローモビリティの運行等についても検討を進める。 持続的な都市経営を実現するため、長寿命化計画等に基づき、適切な維持管理を行うとともに既存ストックの効率的な有効活用を図る。

② 主要な施設の配置の方針

ア 道路

市内各地域の連携を強化し、市域の一体化を図るとともに、交通需要の円滑な処理を図り、首都圏の各都市との間の利便性を高めるため、自動車専用道路、主要幹線道路、幹線道路等からなる体系的なネットワークの形成を図る。

種別	都市計画区域	配置の方針
自動車専用道路	相模原	・さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）を配置する。
	相模湖津久井	・中央自動車道を配置する。
主要幹線道路	相模原	・国道16号線、国道129号線、相模原町田線、城山津久井線、大西大通り線、町田厚木線、村富相武台線、相原城山線、橋本相原線及び町田新磯線を始めとした、市域の骨格と交流を担う道路を配置し、（仮称）下九沢大島線の計画の具体化に向けて調整する。
	相模湖津久井	・国道20号線、国道412号、国道413号及び城山津久井線を始めとした、市域の骨格と交流を担う道路を配置し、（仮称）津久井広域道路の計画の具体化に向けて調整する。
幹線道路	相模原	・国道413号、上溝昭和橋線、相模原愛川線、鍛冶谷相模原線、瓜生相模原線、宮下横山台線を始めとした、都市の連携を担う道路を配置し、（仮称）新戸新磯線の計画の具体化に向けて調整する。
	相模湖津久井	・県道64号（伊勢原津久井）、県道65号（厚木愛川津久井）、県道76号（山北藤野）、県道510号（長竹川尻）、県道513号（鳥屋川尻）、県道517号（奥牧野相模湖）、県道518号（藤野津久井）、県道520号（吉野上野原停車場）及び県道522号（樋原藤野）を始めとした、近隣区域との交流と地域の都市活動を担う道路を配置する。

イ その他

種別	都市計画区域	配置の方針
都市高速鉄道等	相模原	<ul style="list-style-type: none"> リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）設置や相模総合補給廠の一部返還に伴うまちづくり計画の具体化及び既存の鉄道との結節機能の強化を図り、広域的な交流の促進と市域の一体化を図る体系的な鉄道ネットワークの形成を図る。 JR相模線については、複線化の実現に向けた取組を進め、輸送サービスの改善を図る。 小田急多摩線については、JR横浜線相模原駅及びJR相模線上溝駅への延伸に向けた取組を進めるとともに、田名地区を経由し、愛川・厚木方面への延伸に向けた検討を行う。 京王相模原線については、鉄道輸送力増強及び利便性の向上に向けた取組を進め、公共交通ネットワークの強化を図る。 JR横浜線については、交通の円滑化や踏切による交通渋滞の解消、安全性の向上を図るため、立体交差化の具体化に向けて調整する。
駅前広場等	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 主要な駅においては交通結節点として、各種交通機関の相互連絡を改善強化するとともに、良好な環境や防災的空間を確保し、利用者の利便性、快適性、安全性の向上を図るため、必要に応じて駅前広場等を整備することとし、橋本駅や相模原駅、淵野辺駅の駅前広場等の整備を促進する。 交通結節機能を高めるため、駅前広場の整備に合わせた自由通路等の整備を推進する。
駐車場	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能の強化を図るため、商業地域、近隣商業地域又はその周辺地区で、自動車交通が著しくふくそうしている地区、駐車需要が高い地区等は、駐車場整備地区の指定を行うとともに、基幹的な駐車施設等は適正な規模、位置等を永続的に確保していくものとし、公共的駐車施設に位置付け配置する。また、民間駐車施設の整備を促進する。 自転車駐車場については、自転車の通行環境や地域状況を踏まえ、鉄道駅周辺等に適切に配置する。

③ 主要な施設の整備目標

ア 将来的な整備水準の目標

種別	都市計画区域	整備水準の目標
道路	相模原	・155km程度を目標として幹線道路網の整備を進める。
	相模湖津久井	・87km程度を目標として幹線道路網の整備を進める。
駐車場	相模原	・駐車場については、駐車場整備の必要性の高い区域を駐車場整備地区とし、駐車施設を整備する。 ・駐車場整備地区においては、既存駐車場の有効利用を図る。 ・また、自転車利用者の利便性の向上を図るため、自転車駐車場を整備する。

道路の将来的な整備水準の目標は、市域の骨格を形成する主要幹線道路、主要な地区の連携を担う幹線道路及び地区内の主要な道路となる地区内幹線道路の総延長とする。

イ おおむね 10年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

交通施設の種類	都市計画区域	交通施設の名称
主要幹線道路	相模原	3・3・1 国道 16号線 3・3・3 相模原町田線 3・3・8 大西大通り線 3・4・3 町田厚木線 3・4・5 村富相武台線 3・4・19 橋本相原線 3・6・6 町田新磯線 (仮称) 下九沢大島線
	相模湖津久井	3・3・1 城山津久井線 3・5・1 国道 20号線 (仮称) 津久井広域道路
幹線道路	相模原	3・4・7 上溝昭和橋線 3・4・9 相模原愛川線 3・4・15 鍛冶谷相模原線 3・5・3 宮下横山台線 (仮称) 新戸新磯線
地区幹線道路	相模原	3・1・1 市役所前通り線 3・4・6 宮上横山線 3・4・8 橋本上溝線 3・4・11 相模大野線 3・4・17 相原大沢線 3・5・7 相原宮下線 3・6・5 淀野辺駅山王線 (仮称) 上九沢青葉線 (仮称) 相模原駅北口東西線 (仮称) 相模原駅北口南北線 (仮称) 相模総合補給廠南側道路線 (仮称) 相模原駅北口駅前通り線 (仮称) 弥栄上鶴間線 (仮称) 新磯野相武台線 (仮称) 塩田当麻線
都市高速鉄道	相模原	小田急多摩線延伸
駅前広場等	相模原	橋本駅 相模原駅 淵野辺駅
駐車場	相模原	橋本駅周辺地区 相模原駅周辺地区 淵野辺駅周辺地区

おおむね 10年以内に都市計画を定める施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

(2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 下水道及び河川の整備・保全の方針

種別	都市計画区域	整備の方針
下水道	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 下水道については、都市の健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るとともに、気候変動を踏まえた降雨における浸水被害の軽減・解消を図るため、下水道施設の整備を進める。 今後増加する耐用年数を経過する施設や、劣化の著しい施設等については計画的かつ効率的に維持管理するため、ストックマネジメントを実施する。 地震時の下水道機能確保のため、下水道施設の重要度を考慮し、耐震化を進める。
河川	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水等に配慮した、人と自然に優しい河川づくりや雨水の流出抑制を含めた流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する。 特定都市河川流域については、「流域治水」の考え方に基づき流域のあらゆる関係者が協働して浸水被害対策を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水等に配慮した、人と自然に優しい河川づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

種別	都市計画区域	配置の方針
下水道	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 相模川流域別下水道整備総合計画と整合を図りながら、流域関連公共下水道の整備を行う。 下水道施設の点検・調査の結果に基づき、効率的・効果的な改築等を実施する。 放流先の河川整備と連携をしつつ、雨水の整備計画に基づく、適切な雨水管等の整備を行う。 合流式下水道区域については、分流式下水道へ変更する事業を行う。 重要な下水道施設の耐震化を図るため、耐震性能が不足する下水道施設を対象に、順次耐震化を行う。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 相模川流域別下水道整備総合計画と整合を図りながら、流域関連公共下水道の整備を行う。 放流先の河川整備と連携をしつつ、雨水の整備計画に基づく、適切な雨水管等の整備を行う。
河川	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川相模川、串川、鳩川及び道保川については、河川の整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。 二級河川境川については、河川整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。 二級河川小松川、本沢については、河川整備計画に基づき、適切な維持管理を行う。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川相模川、串川、道志川、秋山川、金山川については、河川の整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。

③ 主要な施設の整備目標

ア 整備水準の目標

種別	都市計画区域	整備水準の目標
下水道	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> おおむね 20 年後には、都市計画を定めた区域全体の整備を図る。
河川	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川相模川については、100 年又は 150 年に一度の降雨に対応できるよう、堤防や護岸の整備及び適切な維持管理を行う。 一級河川鳩川、二級河川境川については、時間雨量おおむね 60 mm の降雨に対応できるよう、河川整備や適切な維持管理を行う。 一級河川道保川については、多自然川づくりによる河川整備や適切な維持管理を行う。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川相模川、串川、道志川、秋山川及び金山川については、老朽化した護岸の修繕や河床整理等を行い、良好な水準に保つとともに、現地の状況に応じて整備を行う。

イ おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種別	都市計画区域	主要な施設の整備目標
下水道	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 相模川流域別下水道整備総合計画と整合を図りながら、引き続き市街化区域内の未整備区域における流域関連公共下水道の整備を行う。 下水道施設の点検・調査の結果に基づき、効率的・効果的な改築等を実施する。 放流先の河川整備と連携をしつつ、雨水の整備計画に基づく、適切な雨水管等の整備を行う。 合流式下水道区域においては、分流式下水道へ変更する事業を行う。 重要な下水道施設の耐震化を図るため、耐震性能が不足する下水道施設を対象に、順次耐震化を行う。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 相模川流域別下水道整備総合計画と整合を図りながら、引き続き用途地域内未整備区域における流域関連公共下水道の整備を行う。 放流先の河川整備と連携をしつつ、雨水の整備計画に基づく、適切な雨水管等の整備を行う。
河川	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川相模川については、河川の整備計画に基づき、堤防や護岸の整備を行う。 一級河川道保川、鳩川については、河川の整備計画に基づき、護岸等の整備を行う。 二級河川境川については、河川整備計画に基づき、護岸や遊水地等の整備を行う。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川相模川については、河川の整備計画に基づき、堤防や護岸の整備を行う。

(2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① その他の都市施設の整備・保全の方針

種別	都市計画区域	整備の方針
火葬場 ごみ処理施設	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 健康で文化的な都市生活及び機能的都市活動の向上を図るために、市街地の形成状況、人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ち整備を図る。 既存の施設については、適時適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、老朽化した施設については、改築等により機能更新を図る

② 主要な施設の配置の方針

種別	都市計画区域	配置の方針
火葬場	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 本市の火葬需要に対応するため、新たな火葬場を配置する。
ごみ処理施設	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ごみの適正処理及び循環型社会の形成を推進するとともに、安心できる市民生活を確保・維持するため、市民の日常生活や事業者の事業活動に伴って排出されるごみを適正に処理するための新たな一般廃棄物最終処分場を配置する。

③ 主要な施設の整備目標

種別	都市計画区域	主な施設の整備目標
火葬場	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> おおむね 10 年以内に、新たな火葬場の整備を図る。
ごみ処理施設	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> おおむね 10 年以内に、新たな一般廃棄物最終処分場の整備や、北清掃工場の建替整備を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

種別	都市計画区域	整備水準の目標
市街地開発事業	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏南西部における広域的な交流拠点都市として、新たな都市の活力と魅力を創造し、市民生活の利便性や快適性を高め、秩序ある都市の発展のために、良好な市街地の形成や道路の整備による交通環境の改善、公園緑地等のオープンスペースの確保等の都市基盤の整備を図る。また、災害に強いまちづくりを進めるに当たって都市の防災機能の向上を図る。 中心市街地及び地域拠点は、商業、業務、文化機能等の集積や都市基盤の充実を図り、各種の都市機能を高め、都市基盤の整備を推進することにより、市街地開発事業等による良好な市街地の形成を図る。 産業を中心とした新たな拠点となるインターチェンジ周辺地区等では、都市基盤の充実を図るとともに、新たな産業の受け皿の創出や良好な居住環境を備えた市街地の形成を図る。

② 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は、次のとおりとする。

事業の種類	都市計画区域	地区の名称
市街地再開発事業	相模原	小田急相模原駅北口地区 等
土地区画整理事業	相模原	麻溝台・新磯野第一整備地区 麻溝台・新磯野北部地区 麻溝台・新磯野南部地区 橋本駅南口地区 相模原駅周辺地区 等

おおむね 10 年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

都市計画区域	整備・保全の方針
相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 相模原都市計画区域は、北東に多摩丘陵と西に丹沢山塊を望む平坦な相模原台地が大部分を占め、相模川沿いに形成される3つの河岸段丘（相模原段丘、田名原段丘、陽原段丘）の間や境川沿いの斜面に連なる樹林帯及び、相模野の面影を残す大規模な平地林が、都市部の貴重なみどりとなっているほか、市街地には相模川や道保川等が流れ、豊かな水辺環境が保全されており、西部においては、多目的ダムを有する津久井湖、城山湖を擁し、湖面、湖畔と数多くの特性を持っている。 相模湖津久井都市計画区域は、3つの湖（津久井湖、相模湖、宮ヶ瀬湖）や河川（相模川、串川、道志川等）等の水辺や区域南部に広がる蛭ヶ岳を主峰とした広大な丹沢山系の緑地、中央に連なる丹沢山地北端の峰山や石老山、北方に連なる連行峰、陣馬山や景信山等に囲まれており、また、都県境山稜を源とする沢井川、石砂山を源とする篠原川等が相模湖に流入している等、優れた自然環境に恵まれており、四季を通じて多くの観光客が来訪している。 これらの緑や水資源などの自然環境を守り、環境負荷の少ない循環型、脱炭素型の社会の実現、人々の身体面・精神面での健康増進やコミュニティの結束・強化等が図られウェルビーイング（Well-being）の向上する持続可能な社会の実現に向けて、グリーンインフラの考え方も踏まえながら、防災・減災、地域振興など多面的な機能を有する緑地や農地等を適切に整備・保全していくことが重要である。一方で、農地や里山の保全、都市の緑の保全等については、その維持管理を将来にわたって行うための担い手の確保が重要であり、官民連携のもと推進する必要であることを踏まえ、「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」の基本理念である「水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～いつまでも自然と人が共生するまち相模原をめざして～」を実現するため、良好な市街地の形成と整合を図りつつ、公園緑地等の系統的配置を定め、自然環境の保全を図る。

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の機能	都市計画区域	配置の方針
環境保全系統	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区は、都市の骨格を形成する緑地であり、市街地における緑地の中核として、その保全を図るとともに、無秩序な市街化の防止を図る緑地として配置する。 ・生活環境の保全及び向上のため、市街化区域内農地のうち、保全する農地については、貴重なオープンスペースとしてその保全を図る。 ・保安林及び自然環境保全地域等に指定されている樹林地は、都市の骨格を形成する緑地として、水と緑が調和した河川沿いや湖岸の緑地とともに優良な自然環境として保全を図る。 ・ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全を図るため、適切に緑地を配置する。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園や保安林及び自然環境保全地域等に指定されている樹林地は、都市の骨格を形成する緑地として、水と緑が調和した河川沿いや湖岸の緑地とともに優良な自然環境として保全を図る。 ・ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全を図るため、適切に緑地を配置する。
レクリエーション系統	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の休息の場として、身近に利用でき、歩いて行ける範囲に公園緑地等を地域の実態に即して配置する。 ・多様なレクリエーション需要に対応する公園緑地等を配置する。 ・レクリエーションの利用効果を高めるため、みどりのネットワークの形成を図り、緑道の整備、道路の緑化、河川緑地等の活用により、みどりを有機的に配置する。 ・相模川の沿岸については、観光・レクリエーション地として水辺に親しめる空間を配置する等、水資源と調和した緑地の保全を図る。 ・道保川、八瀬川等については多自然型川づくりによる生物の生息・生育環境に配慮した整備を図るとともに、市民が水辺に親しめる空間を創出する。 ・史跡名勝等の文化財や歴史的遺産等を勘案した歴史公園の配置を行う。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツレクリエーション需要等に対応する公園として、総合公園を配置する。 ・相模川や道志川の沿岸、相模湖、津久井湖及び宮ヶ瀬湖の湖畔は、観光・レクリエーション地として水辺に親しめる空間を配置する等、水資源と調和した緑地の保全を図る。
防災系統	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所あるいは救援復旧活動の拠点となる公園等を配置するとともに、避難路として緑道等を配置する。また、近郊緑地特別保全地区の緑地等は、防災帶として保全を図る。 ・広域的な道路等の整備に当たっては、道路の持つ防災機能を高めるため、緑地等を配置する。 ・市街地後背の丘陵斜面緑地や保安林については、防災機能を有する緑地として積極的に保全し、災害防止に努めるとともに、土砂流出や崩壊等の恐れがある斜面地の緑地として保全する。 ・災害時における安全確保のため、小中学校や公園等を避難地として配置する。

緑地の機能	都市計画区域	配置の方針
景観構成系統	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 地形を踏まえ、自然的景観をいかし緑地や河川等を配置する。 地域の個性を踏まえ、親しみのある個性的な地区景観の創造を図る緑地等を配置する。 史跡等の歴史・文化的景観を地域に根ざした郷土景観として創造するため、街並みの背景となる緑地や郷土景観を構成する緑地、地区の特性に応じた修景緑地等を配置する。 地域景観を形成する緑地として津久井湖周辺、相模川流域や市街地を取り巻く斜面緑地等の保全を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 地形を踏まえ、自然的景観をいかし緑地や河川等を配置する。 地域の個性を踏まえ、親しみのある個性的な地区景観の創造を図る緑地等を配置する。 史跡等の歴史・文化的景観を地域に根ざした郷土景観として創造するため、街並みの背景となる緑地や郷土景観を構成する緑地、地区の特性に応じた修景緑地等を配置する。 地域景観を形成する緑地として、津久井湖周辺、相模湖周辺地区、相模川流域や市街地を取り巻く斜面緑地、蛭ヶ岳から連なる丹沢山系の緑地、県立陣馬相模湖自然公園の樹林地等の保全を図る。
地域特性に応じた配置方針	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 都市部における緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の機能を総合的に発揮するよう、みどりのネットワークの形成を図る。 都市計画公園の老朽化した公園施設については、安全性確保と機能保全を図りつつ、適切な維持管理に努めるため、改築等による機能更新を図る。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 自然の豊かな山間地においては、河川、湖及び山地等を主体とした骨格となる緑地と、それらをいかした拠点となる緑地及び地域特性を踏まえた均衡ある緑地を適正に配置することにより、みどりのネットワークの形成を図る。 都市計画公園の老朽化した公園施設については、安全性確保と機能保全を図りつつ、適切な維持管理に努めるため、改築等による機能更新を図る。

③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 樹林地の保全・活用

種別	都市計画区域	都市計画制度の方針
近郊緑地特別保全地区	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地保全区域のうち、特に良好な環境を持つ地区を、近郊緑地特別保全地区として保全を図る。 ・相模原近郊緑地特別保全地区、相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区は、引き続き保全を図る。
特別緑地保全地区	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・風致、景観が優れ、地域の生活環境を保全する緑地や、文化財等と一体となった緑地の保全を図る。 ・下九沢内出緑地保全地区、若葉台南側斜面緑地保全地区は引き続き保全を図る。
風致地区	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然的環境や植生環境を維持している地域や、文化財、寺社等のある地域等について風致地区による良好なまちづくりの誘導を検討する。
自然公園等	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域である自然公園や自然環境保全地域は、水と緑が調和した優良な自然環境として保全を図る。 ・自然の風景地を保護、保全するとともに、利用の増進を図り、市民等の保健・休養等に役立てる緑地として活用し、自然と共生した土地利用を図る。

イ 農地の保全・活用

種別	都市計画区域	都市計画制度の方針
農地	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・都市環境と調和した農業の保全と活用を図るため、市街化区域内の農地のうち、将来の公園等の公共施設用地に適したものや、一団の優良な農地を形成するもの等を生産緑地地区に指定する。

ウ 公園緑地等の整備

種別	都市計画区域	都市計画制度の方針
住区基幹公園	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・人口密度や誘致圏域のほか、地域特性を踏まえ、身近な街区公園、近隣公園及び地区公園を適正に配置する。
都市基幹公園	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園として、相模原北公園、相模原麻溝公園を配置する。 ・運動公園として、横山公園、淵野辺公園を配置する。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園として、相模湖林間公園、津久井又野公園を配置する。
特殊公園	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・相模川自然の村公園、道保川公園、史跡田名向原遺跡公園、勝坂歴史公園、勝坂遺跡公園、(仮称)城山春林公園を配置し、(仮称)当麻亀形遺跡公園、(仮称)谷ヶ原歴史公園は、計画の具体化を図る。
広域公園	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井湖城山公園を配置する。
緑地・緑道	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地として、相模緑道緑地、横山丘陵緑地、相模原中央緑地、道保川緑地、津久井湖城山緑地を配置する。
	相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を踏まえ、都市緑地、緑道等を適正に配置する。
墓園	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・峰山靈園を配置する。

④ 主要な緑地の確保目標

ア おおむね 10 年以内に指定することを予定する主要な地域地区、又は整備することを予定する主要な公園緑地等は、次のとおりとする。

地域地区、公園緑地等の種別		都市計画区域	地域地区、公園緑地等の名称
地域地区	近郊緑地特別保全地区	相模原	相模原台地 横山丘陵域 相模川沿い 姥川・道保川沿い
	特別緑地保全地区	相模原	横山丘陵域 相模川沿い 若葉台地区
公園緑地等	総合公園	相模原	5・6・1 相模原麻溝公園
	運動公園	相模原	6・5・2 淀野辺公園
	特殊公園	相模原	8・4・2 勝坂遺跡公園 (仮称) 城山春林公園 (仮称) 当麻亀形遺跡公園 (仮称) 谷ヶ原歴史公園
	広域公園	相模原 相模湖津久井	9・6・1 津久井湖城山公園
	墓園	相模原	峰山靈園

地域地区については、おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更する地区を含む。また、公園緑地等については、おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更、整備予定、整備中及び供用する施設を含む。

イ 緑地の確保目標水準

おおむね 20 年後までに、緑地、農地、公園等により、緑のオープンスペースとして確保する。

都市計画区域	目標水準
相模原	都市計画区域の約 26% (約 2,837ha)
相模湖津久井	都市計画区域の約 84% (約 18,287ha)

相模湖津久井都市計画区域については、都市計画区域外を含む。

ウ 地域地区、公園緑地等の確保目標面積（既指定分を含む）は次のとおりとする。

地域地区、公園緑地等の種別		都市計画区域	目標面積
地域地区	近郊緑地特別保全地区	相模原	177ha
	特別緑地保全地区	相模原	10ha
	生産緑地地区	相模原	117ha
公園緑地等	住区基幹公園	相模原	81ha
		相模湖津久井	4 ha
公園緑地等	都市基幹公園	相模原	106ha
		相模湖津久井	14ha
公園緑地等	広域公園	相模原	23ha
		相模湖津久井	84ha
公園緑地等	特殊公園	相模原	37ha
公園緑地等	緑地・緑道	相模原	91ha
公園緑地等	墓園	相模原	16ha

(5) 都市防災に関する都市計画の方針

① 基本方針

都市計画区域	配置の方針
相模原 相模湖津久井	<p>阪神・淡路大震災、東日本大震災等の被害を教訓とした震災対策に加え、自然環境の変化に伴い激甚化する風水害などの様々な自然災害に対応する都市づくりが必要となってきている。</p> <p>災害からいのちと暮らしを守る都市づくりを実現するため、防災施設整備や住民の避難体制の構築、デジタル技術を用いた災害リスクの評価・分析の推進、緑地や農地等の積極的保全、活用によるグリーンインフラの防災機能活用などハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進するとともに、各種災害ハザードエリアに対する土地利用の規制の強化・誘導に努める。</p>

② 都市防災のための施策の概要

施策	都市計画区域	施策の概要
広域避難場所等の機能の充実	相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> 同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合に、近隣の住民等が火煙やふく射熱等から身の安全を確保できる広域避難場所等の機能の確保・保全に努める。
避難場所の整備及び防災空間の確保	相模原 相模湖津久井	<p>(防災機能を有する緑地の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全に当たっては、快適で安全な都市環境づくりの一環として、自然環境、都市景観、レクリエーションや防災機能等を考慮し、各々の特性を踏まえ、その保全に努める。 特別緑地保全地区や市街地に所在する市民緑地等の樹林地については、地震発生時の火災に対する延焼防止、避難場所としても大きな効果が期待できるため、防災機能の面からも保全を図る。 (都市公園等の整備) 都市公園等は、災害時には、避難場所、火災の延焼防止等の機能を発揮するなど、防災上、重要な役割を持っているため、公園・緑地等のオープンスペースの計画的な整備を図るとともに、防災機能を高めるための施設整備を行う。 (農地の保全) 雨水の貯留効果や崖崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効であることから、農地の保全を図る。
	相模原	<p>(生産緑地地区の保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水の貯留効果や崖崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である防災機能を有するとともに、良好な都市環境の形成に資する農地として、生産緑地地区の保全に努める。
避難路、緊急輸送道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化	相模原 相模湖津久井	<p>(避難路、緊急輸送道路等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に安全で迅速な避難及び輸送ができるよう、都市計画道路等の整備、下水道の耐震補強、橋りょう等の耐震補強、崖崩れ対策等を進め、避難路や緊急輸送道路等のルート確保に努める。 (沿道の建築物不燃化、耐震化の促進) 避難路、緊急輸送道路については、沿道の建物倒壊により、避難及び輸送に支障を及ぼさないよう、建築物の不燃化・耐震化を促進する。
市街地開発事業	相模原	<ul style="list-style-type: none"> 土地の合理的な高度利用と市街地環境の改善が必要な区域については、市街地再開発事業等により都市の活性化を促すとともに、堅固な中高層建築物の建設や道路、公園などの公共施設の整備を行い、災害に強い都市構造の形成を図る。 計画的な市街地整備を予定している区域では、土地区画整理事業等により、道路、公園等の公共空間が確保された災害に強いまちづくり及び秩序ある市街地の形成を図る。

施策	都市計画区域	施策の概要
電線類の地中化	相模原 相模湖津久井	・震災時に電柱の倒壊などによる道路の寸断を防止するため、関係機関と密接な連携を図りながら、電線類を地中化することにより、避難路の安全対策、緊急輸送道路等の確保を図る。
消防活動困難地区の解消	相模原 相模湖津久井	・道路の拡幅整備、公園、緑地等のオープンスペースの確保・保全により、消防活動困難地区の解消、火災の延焼防止を図る。
中山間地域における孤立対策	相模湖津久井	・震災時の被害を最小限に抑えるため、適切な土地利用の誘導を行う。また、土砂災害による道路の寸断を防止するため、斜面崩壊や路面変状及び橋りょう落下等の道路災害の対策を進めるとともに、幹線道路の補完が必要な箇所について代替路線を確保し、道路網の整備を図る。
水害・土砂災害に対する対策	相模原 相模湖津久井	(水害対策) ・局地的な集中豪雨等による浸水被害を防止するため、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体で水災害対策を行う「流域治水」の考え方に基づき、河川や下水道整備、雨水貯留施設の設置促進を図る。 (土砂災害対策) ・地震や風水害による土砂崩壊の発生や、これに伴う交通網の寸断を防ぐため、神奈川県と密接な連携を図りながら、計画的な土砂災害防止対策を進める。また、地質が脆弱な山間部の渓流では、集中豪雨などにより土石流発生の危険性があるため、砂防工事などの計画的な治水・治山事業を促進し、山地災害の防止に努める。
宅地の防災対策	相模原 相模湖津久井	・大規模盛土造成地の調査・点検結果を公表する等により市民の防災意識の向上を図るとともに、崖崩れによる宅地災害の防止や復旧等に対する各種の支援を行う等、宅地の防災対策を推進する。
その他	相模原 相模湖津久井	・「自助・共助・公助」の考え方に基づき、地域の自主的な防災体制の一層の強化を促進し、防災力の向上を図る。 ・急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等、自然災害の恐れのある地域における各種ハザードマップ等の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに避難体制の確立を図り、それらの情報を踏まえ、防災と減災を明確に意識した自然災害に強い都市づくりを推進する。

（6）都市計画の見直しの方針

都市計画の見直しの方針については、次のとおりとする。

都市計画区域	見直しの方針
相模原	<ul style="list-style-type: none">・都市計画は、社会経済状況の変化に対応して行われることが予定されている制度であり、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえるとともに、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合には、都市の目指すべき将来像やまちづくりの特性や実情に応じて、効果的・効率的な都市計画の実現のため、用途地域、道路、公園・緑地、市街地開発事業等について、その必要性や配置の検証を実施し、適宜、変更・廃止等の見直しを図る。
相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none">・目指すべき都市像を実現するためには、相当程度の長期間を要することから、都市計画には一定の継続性、安定性も要請されることなどを考慮し、都市計画の性格を十分に踏まえ、都市全体として施設の配置や規模等の検討を行うことにより、その必要性や理由を明らかにした上で都市計画の変更を行うこととする。

相模原都市計画・相模湖津久井都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図

